『サクッとリフォーム』シリーズ
「サクッと現調」
利用規約

JIPテクノサイエンス株式会社

第1章　総則

（利用規約の適用）

第 1 条　この利用規約（以下「本規約」という。）は、JIP テクノサイエンス株式会社（以下「当社」という。）と、契約者（第 2 条（用語の定義）で定義される。）との間で、サクッと現調サービス（以下「本サービス」という。）に関し適用される権利義務について定めるものであり、契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

2　本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容に同意した上で利用申込みを行うものとし、利用申込みを行った時点で本規約に同意したものとみなします。

（用語の定義）

第 2 条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

(1) 利用契約

本規約に基づき本サービスを利用するための契約

(2) 利用契約等

本規約、利用契約及び利用変更契約

(3) 契約者

本規約に同意の上当社と利用契約を締結した法人、団体又は個人事業主

(4) 利用者

契約者の管理の下で本サービスを利用する役員、従業員その他の者で、第 7 条（利用契約の締結等）第 1 項に基づき当社に提出された「利用者登録申請書」に記載された者

(5) 契約者設備

本サービスの提供を受けるために、契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに契約者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(6) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(7) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(8) 利用料金

本サービスの利用料金

(9) 利用料金等

利用料金及び初期費用（第 15 条（利用料金及び初期費用の支払）第 2 項に定める。）並びにこれらの消費税額

（本規約の変更）

第 3 条　当社は、法令改正、本サービス内容の変更その他合理的な必要が生じた場合、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

2　当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の 30 日前まで(契約者の一般の利益に適合する変更の場合は、効力発生日まで)に、本サービスの Web サイトへの掲示又は電子メールにより通知するものとします。

3　効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、変更後の本規約に同意したものとみなします。

(当社からの通知及び連絡)

第 4 条　当社は、電子メール、書面又は本サービスの Web サイトへの掲示その他当社が適切と判断する方法及び範囲で、契約者が本サービスを利用する上で必要な事項を通知又は連絡するものとします。

2　本規約に定める通知は、当社が、当該通知の内容を、書面で契約者に交付した時点(郵送の場合は契約者に到達した時点)、電子メールで契約者に送信した時点又は本サービスの Web サイト上に掲示した時点から効力を有するものとします。

(本サービスの内容)

第 5 条　本サービスは、リフォーム等における現地調査業務を支援するためのクラウドサービスであり、案件管理、写真登録、チェックリスト管理、生成 AI を利用した画像解析その他当社が提供する機能により構成されます。

2　本サービスの詳細な機能、利用条件その他の内容については、当社が別途提示するサービス説明書、マニュアル、本サービス上の表示又は当社 Web サイト等に定めるものとします。

3　本サービスには生成 AI を利用した機能（以下「生成 AI 機能」という。）が含まれます。

(本サービスの変更)

第 6 条　当社は、法令改正、セキュリティ対策、品質向上、機能改善その他本サービスの運営上必要がある場合には、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。

2　前項の変更により利用者データの形式その他本サービスの利用に影響を及ぼす場合、当社は合理的な範囲でデータ移行又は変換その他必要な措置を講じるよう努めるものとします。

3　当社は、変更前の本サービスのすべての機能、品質及び性能等が維持されることを保証するものではありません。

4　本条に基づく変更により、契約者に生じた損害に関する当社の責任については、第 26 条（責任の範囲）及び第 27 条（損害賠償の制限）の定めによるものとします。

第2章　契約等

(利用契約の締結等)

第 7 条　本サービスの利用契約は、申込者が「注文書」、「利用申込書」及び「利用者登録申請書」を当社に提出し、当社が当該申込みを承諾した旨を申込者に通知することにより成立するものとします。

2　当社は、前項に基づき利用契約が成立した後、利用者登録申請書に基づきユーザ ID

を登録し、本サービスの利用開始に必要な情報を当社所定の方法により通知するものとします。

3　利用開始にあたり、利用者は、通知された内容に従ってパスワードを設定することにより、本サービスの利用を開始することができるものとします。

4　利用契約は、本規約と一体として解釈されるものとします。ただし、利用契約において本規約と異なる定めをした場合は、利用契約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

5　利用契約の内容を変更する場合、契約者は、当社所定の方法により変更を申し込み、当社が当該変更を承諾した旨を契約者に通知することにより、当該変更（以下「利用変更契約」という。）が成立するものとします。

6　前項の変更のうち、同時利用数を増やす変更は、利用期間中いつでも申し込むことができるものとし、増加に伴う利用料金等は第 15 条(利用料金及び初期費用の支払)第 3 項の定めによるものとします。同時利用数を減らす変更は、利用期間の更新時に限り行うことができるものとし、契約者は、利用期間満了日の 30 日前までに当社所定の方法により申し込むものとします。

（権利義務の譲渡等）

第 8 条　契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

2　当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、契約者は当該譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第3章　権利の帰属

（本サービスの利用許諾）

第 9 条　当社は、契約者に対し、利用期間中、本規約及び利用契約に定める条件に従い、本サービスを利用者に利用させるための、非独占的、譲渡不能かつ再許諾不能な権利を許諾するものとします。

2　本サービスの利用形態は、同時利用ライセンスとします。契約者は、利用契約に定める利用範囲及び同時利用数の範囲内で、本サービスを利用者に利用させることができるものとします。

3　前項の同時利用数は、本サービスに同時にサインインしている数により数えるものとします。同一の利用者が複数の端末又はブラウザ等から同時にサインインした場合は、サインインごとに同時利用数を数えるものとします。同時利用数を超えるサインインは、できません。

4　契約者は、利用者に本規約及び利用契約の内容を遵守させるものとし、利用者による本サービスの利用について、契約者自身の行為と同様の責任を負うものとします。

5　本条に基づく利用許諾は、契約者又は利用者に対し、本サービスに関する著作権その他の知的財産権を譲渡するものではありません。

（著作権等）

第10条　本サービスにおいて当社が提供するWebサイト等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアルその他一切の著作物の著作権は、契約者又は第三者が従前保有していたものを除き、当社に帰属するものとします。また、本規約又は利用契約において明示的に定められている場合を除き、契約者は、複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

2　契約者は、前項に定めるほか、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾します。

第4章　提供条件等

（一時的な中断及び提供停止）

第11条　当社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) 第 26 条（責任の範囲）第 2 項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合

(4) 第 26 条（責任の範囲）第 3 項に定める事由により本サービスを提供できない場合

2　当社は、前項に定めるほか、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に連絡した上で、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3　当社は、契約者が第28条（提供停止及び当社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4　前三項に定める事由により契約者又は第三者に損害が生じた場合における当社の責任については、第26条（責任の範囲）及び第27条（損害賠償の制限）の定めによるものとします。

（利用期間）

第 12 条　利用契約の有効期間（以下「利用期間」という。）は、利用契約に定める利用開始日から 12 か月間とします。ただし、初回の利用期間に限り、当社が認めた場合は、この限りではありません。

2　契約者又は当社が利用期間満了日の 30 日前までに、相手方に対し更新しない旨を通知しない限り、利用契約は同一条件でさらに 12 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。

3　利用契約が更新される場合、初期費用は要しないものとします。ただし、利用契約の終了後に改めて利用契約を締結する場合は、初期費用を要するものとします。

4　契約者は、当社所定の方法により当社に通知することにより、利用期間中であっても利用契約を解約することができるものとします。この場合、利用契約は、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過した日の属する月の末日をもって終了するものとし、当社は、既に支払われた利用料金等を返還しないものとします。

（第三者のサービス、ソフトウェア等）

第13条　本サービスは、別紙「利用第三者サービス一覧」に定める第三者サービス等を利用して提供されます。

（セキュリティ対策）

第14条　当社は、本サービスの安全性を確保するため、当社が管理する本サービス用設備等及び本サービスを構成するアプリケーションについて、脆弱性の確認その他合理的な範囲でセキュリティ対策を実施するものとします。

2　前項の対象には、契約者設備、契約者が管理するネットワーク及び第三者が管理する環境は含まれないものとします。

第5章　利用料金

（利用料金及び初期費用の支払）

第15条　契約者は、当社が別途定める利用料金等を、当社指定の方法により当社指定の支払期限までに支払うものとします。

2　契約者は、本サービスの利用開始にあたり、当社が別途定める初期費用（以下「初期費用」という。）を支払うものとします。

3　第7条（利用契約の締結等）第6項に基づき利用期間中に同時利用数を増加する利用変更契約が成立した場合、増加分の利用期間は、当該利用変更契約の効力発生日から、その時点における利用期間の満了日までとします。この場合、契約者は、増加分に係る利用料金等として、増加分の利用期間に応じて利用契約に定める料金に基づき算定した額を、当社指定の方法により当社指定の支払期限までに支払うものとします。なお、増加分については初期費用を要しないものとします。

4　当社は、今後新たに締結される利用契約（契約更新後の利用契約を含む。）における利用料金を変更することがあります。その場合、当社は契約者に対し事前に電子メールその他当社所定の方法により通知するものとします。

5　当社は、既に支払われた利用料金等については、第29条（本サービスの廃止）に該当する場合を除き、契約者に返還しないものとします。ただし、初期費用は、同条に該当する場合においても返還しないものとします。

6　利用期間において、第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。

（支払遅延損害金）

第16条　契約者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、契約者は支払期限の翌日から完済の日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

（端数整理）

第17条　利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第6章　契約者の義務

（ユーザ ID 及びパスワードの管理等）

第18条　契約者は、利用者ごとに付与されたユーザIDを適切に管理するものとし、複数人で共有して利用してはならないものとします。

2　契約者は、利用者の異動、退職その他の理由により利用者が本サービスを利用する必要がなくなった場合、速やかに当社へ連絡するものとします。

3　当社は、前項の連絡を受けた後、当該ユーザIDを速やかに無効化するものとします。

4　契約者は、担当者変更により後任者へ利用者変更を行う場合、当該利用者に紐づく案件情報、履歴その他のデータを引き継ぐことができるものとします。

5　契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって、契約者が被る損害に関する当社の責任については、第26条（責任の範囲）及び第27条（損害賠償の制限）の定めによるものとします。なお、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に使用された場合はこの限りではありません。

（利用者データ）

第 19 条　契約者は、本サービスに登録、保存又は送信する写真、文章、チェックリスト入力の内容その他のデータ（以下「利用者データ」という。）について、適法に利用し、当社へ提供する権利を有するものとします。

2　利用者データに関する著作権その他の権利は、契約者又は正当な権利者に留保されるものとします。

3　当社は、本サービスの提供、運営、保守、障害対応（原因の調査を含む。）、セキュリティ対策（不正な利用の監視を含む。）その他本サービスの提供に必要な範囲に限り、利用者データを利用するものとします。

4　当社は、利用者データを生成AIの学習又はモデル改善の目的には利用しないものとします。

（変更の連絡）

第 20 条　契約者は、「利用申込書」の記入事項に変更があった場合は、当社の定める方法により遅滞なく当社に変更内容を連絡するものとします。

（機器等の準備）

第21条　契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態（プロバイダ契約の締結等を含む。）に準備し、これを維持するものとします。

2　契約者設備に不具合がある場合、当社は、契約者に対して本サービスの提供の義務を負わず、契約者設備によって契約者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

（禁止行為）

第22条　契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為又はこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

(1)　本サービスの利用又は提供を妨げる行為
(2) 第三者若しくは当社の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
(3)　法令又は暴力団員等（第 33 条（反社会的勢力との関係排除）第 1 項に定義する。）への関与等の公序良俗に反する行為
(4) 本サービス又は本サービスにより提供される機能を、第三者に対して販売、貸与、再許諾又は提供する行為
(5) 第三者若しくは当社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
(6) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
(7) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
(8) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
(9) 本サービスの生成 AI 機能により生成又は提示された結果を解析し、類似サービスの開発、提供又は運営の目的で利用する行為
(10) 同時利用数の制限を回避する行為
(11) その他当社が不適切と判断した行為

2　当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が前項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（生成 AI 機能の利用）
第 23 条　契約者は、生成 AI 機能による出力結果が参考情報であることを理解し、自己の責任においてその内容を確認した上で利用するものとします。
2　契約者は、施工内容、契約内容、見積内容その他重要な意思決定を行う場合には、自ら必要な確認を行うものとします。

第7章　秘密保持

（秘密保持）
第24条　契約者及び当社は、本サービスの利用に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他業務上の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。
2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
(1) 開示を受けた時点で既に公知の情報
(2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
(3) 開示を受ける前から適法に保有していた情報
(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
3　当社は、本サービス提供のために必要な範囲において、第31条（再委託）第1項に定

める再委託先に秘密情報を開示することができるものとします。

4　第1項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、法令又は裁判所その他の公的機関の命令により秘密情報の開示を求められた場合には、当該命令に基づき必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。この場合、法令上認められる範囲で、あらかじめ相手方に通知するものとします。

（個人情報の取扱い）

第25条　当社は、本サービスの提供にあたり、契約者の担当者及び利用者の氏名、ユーザIDとして使用するメールアドレスその他本サービスの利用に必要な個人情報を取得し、ユーザIDの登録、本人確認、本サービスの提供・運営・保守、契約管理、契約者又は利用者への連絡その他本サービスの提供に必要な範囲で利用するものとします。

2　当社は、前項の個人情報を、当社の個人情報保護方針及び個人情報の保護に関する法令その他の関係法令に従い、適切に取り扱うものとします。

3　契約者は、本サービスに登録、保存又は送信する写真、文章その他の利用者データについて、第1項に定めるものを除き、不必要な個人情報が含まれないよう必要な措置を講じるものとします。特に、写真に写り込んだ表札、掲示物、賞状その他特定の個人を識別することができる情報について、必要に応じてマスキングその他適切な措置を講じるものとします。

4　利用者データに個人情報が含まれる場合、契約者は、当該個人情報を本サービスに登録、保存又は送信することについて、法令上必要な対応を自己の責任において行うものとします。

第8章　責任の範囲

（責任の範囲）

第 26 条　当社は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。

2　当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止又は操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他当社の責めに帰することのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による利用契約等の履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による利用契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

3　当社は、次の事由による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し利用契約等上の責任を負わないものとします。

(1) 利用契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの

(2) 当社の責めによらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの

(3) 利用契約等の履行の際に当社のシステムに接続される契約者のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
(4) 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
(5) 電気通信事業者の責めに帰すべき故障、アクセス不能又は性能の劣化に起因するもの
(6) 端末機器、周辺機器その他ソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼働環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼働不良に起因するもの
(7) 生成 AI 機能による出力結果の誤り、不完全性、最新性の欠如又は契約者若しくは利用者の期待との不一致に起因するもの
(8) 契約者又は利用者が生成 AI 機能による出力結果を利用して行った判断、提案、見積、契約締結、工事内容の決定その他の業務遂行に起因するもの

4 当社は、生成AI機能による出力結果、生成AI機能による画像解析結果、撮影画像の過不足判定結果、チェックリストの自動生成結果その他生成AI機能により生成又は提示される内容について、その正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、法令適合性又は建築上の妥当性を保証しないものとします。

5 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

（損害賠償の制限）

第 27 条　当社は、本サービスの利用、利用不能、利用結果その他本サービスに関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、賠償責任を負うものとします。

2 前項に基づき当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償責任の総額は、当該損害の発生した日の属する月以前の直近12か月間に契約者が当社に支払った利用料金の総額を上限とします。

3 当社は、前二項の場合においても、逸失利益、間接損害、特別損害、結果的損害その他予見の有無を問わず生じた損害については責任を負わないものとします。

4 前三項の規定は、当社の故意又は重過失により契約者に損害が生じた場合には、適用しないものとします。

第9章　利用契約の解除

（提供停止及び当社からの利用契約の解除）

第28条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者に何らの通知又は催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

(1) 当社への利用申込内容、変更内容その他提供情報等に虚偽があったことが判明し

た場合
(2) 支払停止又は支払不能となった場合
(3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
(4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合、競売の申立てがあった場合又は租税滞納処分を受けた場合
(5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
(6) 監督官庁から営業許可の取消し、停止等の処分を受けた場合
(7) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
(8) 前各号のほか、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
(9) 第 8 条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
(10) 第 33 条（反社会的勢力との関係排除）第 1 項又は第 2 項に違反した場合
(11) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合

2 当社は、契約者が利用契約等に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後30日以内にこれを是正しない場合は、当該違反が軽微であるか否かを問わず、契約者に何らの通知又は催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

3 契約者は、前二項に基づき本サービスの一時停止又は利用契約の解除を受けた時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が通知した日までにこれを支払うものとします。

4 第1項又は第2項に基づき本サービスの提供停止又は利用契約の解除を行った場合であっても、当社は受領済みの利用料金等を返還しないものとします。

（本サービスの廃止）

第29条 当社は、当社の判断により本サービスを終了することがあります。当社の都合により本サービスを終了する場合、終了予定日の3か月前までに契約者に通知するとともに、契約者が既に支払った利用料金等（初期費用を除く。）のうち、未使用期間に対応する利用料金等を月単位で計算の上返還するものとします。

（契約終了後の処理）

第30条 当社は、利用契約終了後90日間、利用者データを保持するものとします。

2 当社は、前項の期間経過後、利用者データ及びそのバックアップデータを削除するものとします。削除後、当社は当該データを復元する義務を負わないものとします。

第10章 その他

（再委託）

第 31 条 当社は、当社の責任において、本サービスの提供に関する業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとします。再委託が数次にわたる場合は、そのすべてを含むものとします。

2 当社は、当該再委託先に対し、再委託に係る業務を遂行するにあたり、本規約に基づいて当社が契約者に対して負う義務と同等の義務を負わせるものとし、個人情報を取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関する法令その他の関係法令に従い、必

要かつ適切な監督を行うものとします。

3　当社は、再委託先の履行について契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負うものとします。

4　第 13 条に定める第三者サービス等の利用は、本条の再委託には当たらないものとします。

（サービスレベル）

第 32 条　当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供するよう合理的な努力を行いますが、本サービスの継続的な提供、特定の性能、稼働率又は結果を保証するものではありません。

（反社会的勢力との関係排除）

第 33 条　契約者及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2　契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3　契約者又は当社が前二項のいずれかに違反したことにより、利用契約の全部又は一部が解除された場合、違反した者は、当該解除により自己に損害が生じたときであっても、相手方に何らの請求を行わないものとし、相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

（存続条項）

第 34 条　利用契約の終了後においても、第 24 条（秘密保持）は 3 年間は有効に存続し、第 8 条（権利義務の譲渡等）、第 10 条（著作権等）、第 13 条（第三者のサービス、ソフ

トウェア等)、第 15 条(利用料金及び初期費用の支払)、第 16 条(支払遅延損害金)、第 17 条(端数整理)、第 19 条(利用者データ)、第 25 条(個人情報の取扱い)、第 26 条(責任の範囲)、第 27 条(損害賠償の制限)、第 28 条(提供停止及び当社からの利用契約の解除)、第 30 条(契約終了後の処理)、第 33 条(反社会的勢力との関係排除)第 3 項、第 35 条(提供区域及び準拠法)、第 36 条(管轄裁判所)及び第 37 条(分離可能性)は有効に存続するものとします。

(提供区域及び準拠法)

第 35 条　本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2　利用契約等は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第36条　利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

(分離可能性)

第 37 条　利用契約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、当該無効と判断された条項又はその一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

(協議)

第38条　利用契約等に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義が生じた場合は、契約者及び当社の間で協議の上円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は 2026 年 11 月 24 日から施行するものとします。